

表 1(1) 地すべり防止区域内の制限行為

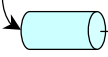
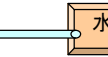
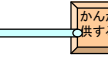
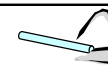
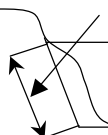
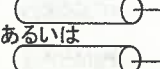
法律(地すべり等防止法)	政令(地すべり等防止法施行令)	参 考
第十八条 (行為制限) 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為を使用とする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。		
一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)	第四条(許可を要しない行為) 法第十八条第一項第一号の政令で定める軽微な行為は、次の号に掲げるものとする。 一 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少ない管渠でその有効断面積45平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為 二 地下水をくみ上げる行為(一馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く) 三 水道管(有効断面積が45平方センチメートルを超える水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。)ガス管その他これらに類する物件の埋設 四 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して知事が指定する軽微な行為	地すべり防止区域外から地下水を引く行為 鉄管、コンクリート管、竹管、その他のろう水の少ない管渠で断面積45cm²以下の管  45cm²を超える場合は許可が必要 一馬力をこえる動力利用の場合は許可が必要  水道管、ガス管の埋設  45cm²を超える場合は許可が必要 (知事指定なし)
二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)	【許可を要しない行為】 第4条第二項(許可を要しない行為) 法第18条第一項第二号の政令で定める軽微な行為は、次の号に掲げるものとする。 一 水田(地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。)に地表水を放流し、又は停滞させる行為 二 かんがい用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に地表水を放流する行為 三 日常生活の用に供した地表水を土地(地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に放流する行為 四 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為 五 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為 六 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県が指定する軽微な行為	水田 地表水の浸透しやすい水田は許可が必要  かんがい用に供するため 地表水の浸透しやすい土地は許可が必要  地表水の浸透しやすい土地は許可が必要  地表水の浸透しやすい土地は許可が必要   (知事指定なし)
三 のり切又は切土で政令で定めるもの	【許可を要する行為】 第五条(制限行為) 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあってはのり長3m以上のものとし、切土にあっては直高2m以上のものとする。	のり長3m以上 直高2m以上 
四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良	【許可を要する行為】 第五条第二項(制限行為) 法第十八条第一項第四号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。	

表 1(2) 地すべり防止区域内の制限行為

法律(地すべり等防止法)	政令(地すべり等防止法施行令)	参 考
	一 断面積が六百平方センチメートルを超える用排水路又は断面積が六百平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの 二 容量が六立方メートルを超えるため池、池その他の貯水施設又は容量が六立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの 三 載荷重が一平方メートルにつき十トン(地形、地質その他の状況により知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の施設又は工作物	用排水路  600cm²を超える場合 あるいは 600cm²以下の場合 で地表水が浸透しやすい土地の場合  6m³を超えるため池、池、その他の貯水施設の場合 あるいは 6m³以下の場合でも地表水が浸透しやすい土地の場合  10t/m²の施設又は工作物(知事の指定なし)
五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	【許可を要する行為】 第五条第三項(制限行為) 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル(地形、地質その他の状況により知事が距離を指定した場合には、当該距離)以内の地域における掘さく(地すべり防止施設から一メートルを超える地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。) 二 載荷重が一平方メートルにつき十トン(地形、地質その他の状況により知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の土石その他の物件の集積	 地表面から2m以上の掘削の場合 あるいは 5m以内 施設から5m以内の場合 ただし、施設から1mを超える地域で地表から深さ50cm未満の掘削で直ちに埋め戻す場合は許可は不要  10t/m²以上の土石、その他の物件の集積
第十八条第二項 (行為制限) 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。		
第十八条第三項(行為制限) 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。		